

献 辞

朝日大学法学部・大学院法学研究科における教育・研究だけでなく、地域貢献の面においても多大な貢献をされてこられた靄山錚吾先生のご退職にあたり、一言述べさせていただきます。

靄山先生は、1974年に東京大学大学院法学政治学研究科博士課程私法学専攻単位取得後、1975年より千葉大学人文学部法学科助手、1976年より東京理科大学理工学部専任講師、1978年より同助教授を経て、1987年に朝日大学法学部開設に伴い、同法学部教授として着任されました。また、1988年10月より、同大学大学院法学研究科増設準備委員を兼ねられ、専門部会幹事として大学院法学研究科の設置に尽力されました。1992年4月、同大学大学院法学研究科開設に伴い、大学院法学研究科教授を併任され、教育・研究に対し、熱心に取り組まれて参りました。

学内においては、1994年4月から1998年3月まで国際取引法研究所長、2002年4月から2016年3月まで同大学法制研究所長を歴任し、その他、朝日大学総合審議会審議員等、大学全学における各種教学組織へ参画されるなど、長きに亘り、朝日大学の発展に寄与されて参りました。

具体的に、まず、教育面においては、法学部開設時より、「労働法」を担当されてきたが、小職が教務学生委員長の際のカリキュラム再検討の際に、全国に先駆け、「労働法」を「労働契約法」、「労働市場法」、「労働協約法」に整理されたうえで、それぞれにつき、実務の現状を踏まえながら、詳細な講義を展開されてきた。また、比較法研究対象および留学経験から、ご無理を言って、「ヨーロッパ法」も担当頂いた。大学院法学研究科博士前期課程・後期課程においては、「労働法特殊講義」、および「労働法演習」をご担当頂き、修士・博士の修了生を多数、育成頂いた。

次に、研究面では、1979年に東京大学より『西ドイツ官吏のストライキ権』において、法学博士の学位を授与されて以後、主に国際通商と労働事件、EC労働法の枠組、労働関係給付論をテーマとして、多数の

論文を発表されるだけでなく、『公共部門におけるロックアウト』（公企労センター）、『現代と法』（学術図書出版：共著）、『地方公務員勤務法』（第一法規出版：共著）、『注釈労働組合法（上）（下）』（有斐閣：共著）、『公勤務者争議法の研究』（朝日大学法制研究所）、『労働法』（建帛社）等の基本書、注釈書等も公刊されており、学界だけでなく、実務においても、榎山先生のご貢献は計り知れないほど大きいものといえます。

さらに、学外においても、地域貢献活動の一環として、関係官庁・関係団体等の依頼に応じて、労働関係に関する重要判例や厚生労働省における新たな労働政策に関し、講演会や研究会を開催し、弁護士、社会保険労務士、企業経営者、労働組合員等と共に研鑽に努められてこられた。特筆すべきは、1993年に岐阜県労働委員会公益委員に就任以来、朝日大学法学部・大学院法学研究科教授としての知識、および厚生労働省岐阜労働局紛争調整委員会会長としての経験を基に、数多くの労働紛争事件において、迅速かつ的確に審査指揮を行い、円満な解決を導くことによって、健全な労使関係の確立に多大なる貢献をしている点である。榎山先生は、公益委員として、不当労働行為事件、調整事件、個別労使紛争事件等、直接に審査に関与した事件は、60件を超えているだけでなく、2003年から2005年まで会長代理として会長を補佐し、2005年から2013年までの4期8年間は、会長として、定期総会・臨時総会、不当労働行為救済命令の合議、公益委員会議等を主宰し、常に岐阜県労働委員会の円滑な運営に寄与されてきた。なお、2005年から、労働組合法の一部改正により、労働委員会における不当労働行為の審査事務が自治事務化されたことに伴って、審査体制・審査手続・審査方法等の見直しにつき、研究者としての知識を大いに活用され、積極的に岐阜県労働委員会における議論を展開し、新たな体制作りがなされたのは、榎山先生の粉骨碎身の努力を傾注した成果であるといっても過言ではないであろう。併せて、教育者としての視点から、労働委員会委員、および事務局職員に対しても、最新の議論状況を提供するだけでなく、労使紛争を解決するうえで必要な姿勢を教授され続けた。このような労働委

員会委員、および事務職員の資質向上のための熱意には、頭が下がるばかりである。また、厚生労働省岐阜労働局においても、個別紛争調整委員会、男女機会均等委員を務められるだけでなく、「技能実習正当受入適正化推進会議」、さらには「公契約に関する有識者等懇談会」においては、座長を務められた。

現在、厚生労働省岐阜労働局個別紛争調整委員会委員、岐阜県労働委員会公益委員の職を小職が引き継がさせて頂いているが、いつも、「榎山先生であれば、どのような解決を図られるであろうか」ということを念頭に置きながら、職務に当たらせて頂いている。

このような学内外でのご活躍が評価され、岐阜県知事表彰（2003年）、中央労働委員会会長表彰（2005年）、厚生労働大臣表彰（2007年）、中央労働委員会会長表彰（2008年）、藍綬褒章（2009年）、瑞宝中綬章（2014年）、岐阜新聞大賞〔学術部門〕（2018年）等、数々の表彰・授章を受けられている。

朝日大学法学部・大学院法学研究科発展のために、ご指導を頂き続けたかったのですが、定年のため、お送りしなければならないことは、非常に残念なことであり、寂しい限りで御座います。なお、ご退職に際して、榎山先生に対しては、朝日大学より、名誉教授号が授与されております。

榎山先生は、ご退職後も、ブログ等を活用し、労働法研究の成果を示されているだけでなく、神道研究者として、先代舊事本紀についての研究成果も発信されておられます。

榎山先生の益々のご健勝をお祈りするとともに、今後も私どもをお見守りくださいますこと、心から願っております。

榎山先生に対するこれまでのご貢献とご指導に感謝して、本論文集を献呈させて頂きます。

2019年3月

法学部長・大学院法学研究科長・法学会長 大野 正博